

○多摩市一般介護予防事業評価委員会設置要綱

平成29年 5 月15日 多摩市告示第310号

改正

平成30年 3 月30日 多摩市告示第165号

多摩市一般介護予防事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年多摩市告示第157号）第15条第1項第4号に基づく一般介護予防事業評価事業として、地域づくりの観点から同要綱第3条に規定する総合事業（以下「総合事業」という。）を検証し、評価し、及びその評価結果に基づき総合事業全体の改善を行うため、多摩市一般介護予防事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合事業の検証及び評価に関すること。
- (2) 総合事業の改善に関すること。
- (3) その他一般介護予防事業評価事業に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）8人以内をもって構成する。

- (1) 保健、医療又は福祉に関し学識又は経験を有する者 2人以内
- (2) 地域医療に係る関係団体が推薦する者 3人以内
- (3) 地域包括支援センターの職員 2人以内
- (4) 第1層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） 1人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第165号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。